

開示の実施（法第 14 条）についての検討資料

論 点	1
開示の実施について問題はあるか。	
1 開示の実施における運用上の支障事例.....	1
2 「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等について.....	2
(1) 国の行政機関における運用	2
(2) 「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等に関する アンケート結果.....	2
(3) 地方公共団体における実施例	4
3 「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施状況.....	4
(1) 「電磁的記録」の開示の実施例	4
(2) 紙媒体のみの行政文書の P D F 化	6
(3) オンラインによる開示の実施	6

論 点

開示の実施について問題はあるか。

開示の実施に関して行政機関及び独立行政法人等において対応に苦慮したもののとして、現行政令に規定がない「カラーによる複写」及び「A0判の複写」を求められた事例がある。

地方公共団体の中には、「閲覧」の実施に際し、開示請求者が持参したカメラでの撮影やスキャナーによる読み取りを認めているところがあり、国の行政機関においてもこれを認めるべきだとの指摘があるが、一方で、庁舎管理上の問題等の指摘もある。

電磁的記録の電磁媒体の交付による開示の実施は、ほとんどの行政機関で行われている。

紙媒体でしか保有されていない「文書」及び「図画」については、PDF化するなど「電磁的記録」に変換して電磁媒体での開示の実施を求める要望がある。

今年3月31日からオンラインによる開示請求が可能となっているが、これに対応して、一部行政機関を除き、電磁的記録についてはオンラインでの開示の実施も可能となっている。

1 開示の実施における運用上の支障事例

開示の実施に関して政令で規定する開示の実施の方法により開示することが困難であった事例の有無について聞いた結果、53機関等（41行政機関及び12法人）中、2機関等（1機関1法人）において、現行政令で規定されていない「カラーでの複写」や「A0判の図面の複写」を求められて対応に苦慮したとしている。

（政令で規定している開示の実施方法については、別添参照）

困難であった事例無し	47
困難であった事例有り	2
把握していない	4

【困難な事例の内容】

- ・ A0判の図面の複写
- ・ カラーでの複写

2 「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等について

(1) 国の行政機関における運用

情報公開法は、「閲覧」の実施に関して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取り行為について何ら規定していない。当該行為については、運用上は、想定外の行為として認められていない。

「情報公開事務処理の手引」(総務省行政管理局)(抄)

第4 開示の実施

4 開示の実施

(1) 行政文書の種類ごとの具体的実施の方法

その他の留意点

写しを作成する場合の記録媒体については、行政機関のシステムへの安全性を考慮して、開示を受ける者の持参した物ではなく、行政機関側で用意した物を用いて写しの交付を行うこととなる。

また、情報公開法では、閲覧の場合において、開示を受ける者がカメラやビデオカメラを持参して自分で写しを撮ることは、想定されていない(筆写については、許されるものと解する。)

(2) 「閲覧」の実施におけるカメラ撮影等に関するアンケート結果

「閲覧」の実施に際して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取りを認めることについて、支障があるか否か調査した結果は下記のとおりである。特に、支障はないとする意見がある一方で、庁舎管理上の問題等があるとする意見もある。

特に支障はない	19
支障がある	10
分からない	15

【支障がないとする理由】

何らかの基準を設けて認めるのであれば、構わないのではないかと。

現行の情報公開法が写しの交付を認めていることから、これとカメラ撮影等は特段の差はないと思われる。

カメラ、スキャナー撮影等の読み取りについては、そもそも「閲覧」と解釈するか「写しの交付」と解釈するか見解の分かれるところではないか。いずれにあたるか現状では解釈がクリアでないが、いずれの場合において

も、写しが請求者本人に渡るという点において相違ない。よって、複写機による写しのペーパー交付との明らかな相違点及び問題点が存在しない限り、撮影行為を制限する合理的理由はないものとする。

現物を生の状態で写し取りたいという開示請求者の希望がそこにあるのであれば、そうした写し取り行為を禁じてしまうことは、“閲覧”という言葉の意味だけの話に留まり、(情報公開法は)限りなく了見の狭いものと受け取られる恐れがあるので、不適切と考える。

開示文書の複写にカラーコピーでの対応がなされていないので、開示する資料の種類(色つき、写真等)によりカメラ等の使用が合理的。

【支障があるとする理由】

写しの交付等を希望した請求者よりも少額の手数料で開示の実施を受けられることになり、撮影を「閲覧」の一環であると認めるのは相当ではないと考える。

開示請求にかかる写しの交付の場合は、別途料金を徴収することになっていることから、料金徴収制度に疑義を生じることになるのではないかと考える。

開示請求にかかる文書の閲覧についてカメラ等による撮影を認めてしまうと、一般の閲覧文書も認めることになり、結果として閲覧時間が長時間に及び他の利用者を待たせるなど不都合が生じるおそれがある。

閲覧時にカメラ撮影等を認めることは、実質的に謄写と同様になり、制度上、閲覧と謄写を区別しているものとの間で齟齬が生じる。

カメラ撮影については、調査活動等に従事する職員の面割写真を隠し撮りされたり、インターネットなどによって公開された場合に、調査活動等業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

スキャナーによる読み取りについては、紙などでマスキングした文書(原本)を読み取らせた場合、マスキング部分が剥がれ不開示部分が開示されるなどのおそれがあるほか、行政文書自体の破損・汚損も懸念される。

スキャナー使用については、電源の供給根拠がなく、また機材の搬入について庁舎管理上問題がある。

長時間の窓口利用になることも予想され、他の請求者への影響が考えられる。(場所の確保、職員の立会いが必要など)

「複写したものの交付」や「出力したものの交付」等の行政文書を取得する実施方法があるのであるから、「閲覧」でカメラやスキャナー等による撮影や読み読み取り行為を認めることは、他の実施方法との手数料バランスの関係において支障をきたす。

「更なる開示の申出」の実質的意味がなくなるのではないかと考える。

(3) 地方公共団体における実施例

地方公共団体では、「閲覧」の実施に際して、開示の実施申出者が持参したカメラやスキャナー等による撮影や読み取りを認めているところがある。

例えば、東京都狛江市では、情報公開条例施行規則に規定することにより平成 15 年 10 月から、佐賀県では事務取扱要領に明記することにより平成 16 年 4 月から、それぞれ実施している。

「狛江市情報公開条例施行規則」(抄)

(公開の実施)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項に規定する閲覧若しくは視聴とは、カメラ等による撮影を含むものとする。

「佐賀県公文書開示事務取扱要領」(抄)

第 3 公文書の開示に係る事務

4 公文書の開示の実施

(2) 公文書の開示

ア 文書または図面の開示の方法

なお、公文書の開示に際して、請求者がカメラ等による撮影を申し出た場合には、原則としてこれを認めるものとする。

3 「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施状況

(1) 「電磁的記録」の開示の実施例

各省庁等における「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施の網羅的な実態把握は困難であるが、政令別表第一の「行政文書の種類」の項が「七 電磁的記録」で「開示の実施方法」の項が「ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付」から「又 幅三・八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付」までの各類型に該当する方法での開示の実施について、最近の実施例について例示すると、次表のとおりである。

表 「電磁的記録」の電磁媒体の交付による開示の実施例

行政機関名 法人名	件名等	対象文書量	実施の方法
警察庁	各都道府県警察における標識BOXの意見受理件数一覧表	0.095メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
防衛庁	第1回研究本部セミナー資料等	光ディスク1枚 (13.04メガバイト)	光ディスク
金融庁	金融庁登録貸金業者情報検索サービスの全情報	4.20メガバイト	光ディスク
総務省	ラスパイレス指数一覧(H13全団体)	紙44枚、フレキシブルディスクカートリッジ1枚	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	平成14年度公益法人概況調査における会計等に関する事項のデータ一式	1822枚(13.3MB)	光ディスク(CD-R)
法務省	行政文書ファイル管理簿(特定部局分)	0.45メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジ
国税庁	審理事例検索システムに保存される行政文書の開示請求	電磁的記録 12.69メガバイト	光ディスクに複写したものの交付
文部科学省	平成13年度 公益法人概況調査 個別調査票	マイクロソフトエクセル4.49MB	光ディスクに複写したものの交付
経済産業省	経済産業省情報公開手順マニュアル(第3版)平成14年10月	1.57メガバイト	フレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付
特許庁	サーチ戦略ファイル(切削加工)	1,188KB	同上
	サーチ戦略ファイル(半導体露光)	2,651KB	光ディスクに複写したものの交付
海上保安庁	平成16年3月30日付保総政第421号で開示されたビデオテープの画像内容を文書化した記録の全て	電磁的記録 0.26メガバイト及びA4判文書23枚	フレキシブルカートリッジ1枚及びA4判文書23枚の送付
環境省	平成14年度のPETボトル分別収集実績(全国の市長別データ)	フレキシブルディスクカートリッジ1枚・115KB	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付
日本道路公団	別納制度利用者一覧(平成14年度)	A3判文書57枚	同上

(2) 紙媒体のみの行政文書のPDF化

具体的な開示の実施方法は、政令が規定しているが、現行政令では、「文書」又は「図画」を「電磁的記録」に変換した上で開示の実施を行う方法は規定されていない。これに関し、最近、紙媒体でしか保有していない行政文書について、これをスキャナーで読み取り電磁的記録に変換（PDF化）した上でフロッピーディスク等の電磁媒体による交付を求めるような申出がある。

また、平成 16 年 3 月 31 日のオンラインによる開示請求の実施に際しては、いくつかの行政機関から、紙媒体でしか保有していない行政文書の開示の実施をオンラインでも実現できるよう、PDF化を認めるよう希望があった。

(3) オンラインによる開示の実施

平成 16 年 3 月 31 日からオンラインによる開示請求が可能となっているが、これに対応して、一部行政機関を除き、電磁的記録についてはオンラインでの開示の実施も可能となっている。

別添資料

別表第一(第十三条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画(二の項から四の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百五十円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙一枚につき二十円(A二判については六十円、A一判については百十円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	一枚につき百三十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、五百三十円)に十二枚までごとに七百五十円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき三百円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙一枚につき七十円(A三判については百三十円、A二判については二百五十円、A一判については五百十円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき三十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、四百四十円)
四 スライド(九の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき四百円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	一枚につき百二十円(縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものについては、千五百円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一卷につき三百円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	一卷につき六百円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき三百円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	一卷につき七百円
七 電磁的記録(五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	〇・五メガバイトまでごとにつき五百五十円

	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
	ヘ 電子情報処理組織を使用する方法	〇・五メガバイトまでごとに二百二十円
	ト 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	一卷につき四千円に一メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
	チ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき千九百円(日本工業規格X六-一三五に適合するものについては二千八百円、国際規格一四八三三、一五八九五又は一五三〇七に適合するものについてはそれぞれ七千二百円、九千八百円又は一万六千八百円)に一メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
	リ 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき千二百五十円(日本工業規格X六-一四二に適合するものについては二千四百五十円、国際規格一五七五七に適合するものについては一万三千四百円)に一メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
	ヌ 幅三・八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	一卷につき九百八十円(日本工業規格X六-二九、X六-三〇又はX六-三七に適合するものについてはそれぞれ二千円、四千五百円又は六千円)に一メガバイトまでごとに二百二十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一卷につき四百円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	三千三百円(十六ミリメートル映画フィルムについては一万二千三百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万四千元)に記録時間十分までごとに千五百五十円(十六ミリメートル映画フィルムについては三千六百五十円、三十五ミリメートル映画フィルムについては四千四百五十円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ (第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき七百円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円(スライド二十枚を超える場合にあっては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額)
備考 一の項八、二の項八又は七の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。		